

# 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習

(一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

道路運送車両法等の改正により、令和2年4月1日より、「特定整備」制度が導入されました。

新たに認証が必要となる整備又は改造（電子制御装置整備）を行う事業場の整備主任者（一級小型自動車整備士を除く）を選任するためには、国土交通大臣が定める講習を修了することが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を実施いたしますので、ご案内いたします。受講ご希望の方は、下記要領により申込みされますようお願いいたします。

## 1. 実施概要 開催場所・申込先一覧

ご希望の実施日[申込先]を選んでください。

実施日	申込期限	開催場所	申込先
令和7年 3月10日(月)	令和7年 2月28日まで	千葉	<a href="#">1日コース 3/10</a> <a href="#">実習免除 3/10</a>
4月11日(金)	3月28日まで	千葉	<a href="#">1日コース 4/11</a> <a href="#">実習免除 4/11</a>
5月22日(木)	5月12日まで	千葉	<a href="#">1日コース 5/22</a> <a href="#">実習免除 5/22</a>
6月10日(火)	5月30日まで	千葉	<a href="#">1日コース 6/10</a> <a href="#">実習免除 6/10</a>
7月24日(木)	7月14日まで	千葉	<a href="#">1日コース 7/24</a> <a href="#">実習免除 7/24</a>

以降の予定は順次公開します。

※申込期間内であっても定員になり次第締め切らせていただきます。

## 2. 講習時間・・・9:30～10:00 受付

10:00～14:15 実習講習※（エーミング作業に関すること）

14:30～15:30 学科講習（自動車特定整備に関すること）

16:00～16:30 試問

**講習の修了基準**：（筆記試験、正答率80%以上）

※支局長認定機関が行う講習修了者若しくは、整備主任者等資格取得講習（実習講習）を含む内容として実施した整備主任者技術研修受講者は「実習講習」が免除されます。

## 3. 開催場所・・・千葉県自動車会館（千葉市美浜区新港156）

## 4. 申込方法・・・申込期間中に、振興会ホームページより下記の要領で電子申請をして下さい。

●次の書類を揃え申込時に添付ファイルとして送信して下さい。

① 自動車整備士の合格証書の写し又は、整備士手帳の写し※<sup>1</sup>等

※<sup>1</sup> 整備士手帳の写しの場合には、氏名、生年月日、自動車整備士資格がわかる部分の写しを用意してください。

② 写真（無帽・無背景で撮影し、縦600×横450pixel以上の解像度があるデータ）

実習講習の免除を受ける場合は、次の書類を追加して送信して下さい。

③ 実習受講証写し※<sup>2</sup>または、整備主任者技術研修修了証の写し※<sup>3</sup>

※<sup>2</sup> 支局長認定機関が交付する受講証の写しを用意してください。

※<sup>3</sup> 実習講習が免除になる研修は次の整備主任者研修です。

・令和2年度又は3年度の整備主任者技術研修（小型編）

・令和4年度又は5年度の整備主任者技術研修（大型編）

●当該研修を修了している証は、当会が整備主任者等資格取得講習（実習講習）を含む内容として実施した整備主任者技術研修に限ります。また、修了している証が、整備士手帳の写しの場合には、氏名、生年月日、研修を修了していることがわかる部分の写しを用意してください。

★申請内容を確認後、受付メールまたはFAXにより確認書を返信させていただきます。返信がない場合にはお手数ですが、お問合せください。

**5. 受講資格**・・・以下に記載したいずれかの者

- ① 整備主任者に選任されている者
- ② 次に掲げるいずれかの自動車整備士の技能検定に合格している者
  - ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級2輪自動車整備士
  - ・二級ジーゼル自動車整備士 ・自動車電気装置整備士
  - ・二級自動車シャシ整備士 ・自動車車体整備士

**6. 受講料**・・・会員 5,000円(テキスト含む、税込) 非会員 7,000円(税込)

※実習講習が免除される場合(学科受付時):会員・非会員共に1,000円(税込)

**7. 携行品**・・・筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム等)、整備士手帳

※実習で作業がありますので作業服及び安全靴での受講をお願いします。

**8. 備考**・・・一級小型自動車整備士の方は電子制御装置整備の整備主任者資格者となり

ますので、この講習を受講する必要はありません。

※マスクの着用は個人の判断でお願いします。

◎講習に関するお問合せ先 (一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

電話 043-241-7247 へお願いします。